

(1) 再編整備計画等について

Q(1)ー1. 学校の適正規模とは？

Q(1)ー2. 小規模校では何が課題なのか

Q(1)ー3. 学校配置案はどのような点をふまえて検討したのか？

(2) 再編方法などについて

Q(2)ー1. 小中一貫のメリット・デメリットについて教えてほしい

Q(2)ー2. 小学校をひとつにまとめるのではなく、小規模校同士で交流を持ち、子ども達の交流を増やしていくという形ではできないのか。

Q(2)ー3. 学校がなくなることではなぜ安全な子育て環境・子育て支援の推進ができるのか？具体的に明示してほしい。

(3) 通学路について

Q(3)ー1. 新たな学校までの通学距離や通学の安全確保について、どのように考えているのか？

Q(3)ー2. 通学に自転車を使えないか？

Q(3)ー3. 通学路の安全対策について教えてほしい

(4) 教育内容について

Q(4)ー1. 各学年複数学級のメリット・デメリットについて教えてほしい

Q(4)ー2. 小中一貫した教育とはどのようなものなのか。また、義務教育学校との違いは？

Q(4)ー3. 通学時間が長くなるので、1時間目の授業開始時間を9時にできないか？

Q(4)ー4. 今と同じ形で教職員を配置した場合、再編に伴う児童の心のケアなどの対応ができないのではないか？

(5) 就学制度について

Q(5)ー1. 学校を選択する制度はあるのか？また、入学前に、廃校予定の小学校でなく、新たな学校となる予定の小学校を選択することはできるのか？

Q(5)ー2. 他区の学校に通学することはできるのか？

(6) 学校の跡地関係

Q(6)ー1. 学校跡地は売却するのか？または、民間事業者に運営をまかせた場合、災害時に防災拠点として機能するのか？

Q(6)ー2. 学校がなくなれば防災拠点がなくなるのではないか？

生野区における学校再編の取組についてのよくある質問と回答

(令和6年3月更新)

Q(6)ー3. 学校の跡地について、広い敷地なので防犯面で心配である。目がゆき届かないのでは？

Q(6)ー4. 生野区は高齢の一人暮らしの方が多い。教員がいて、水やトイレが確保され、炊き出しもできる、災害時の避難所としての小学校の充実が大切ではないか？

Q(6)ー5. 小学校は生涯学習ルーム事業や学校体育施設開放事業など、地域の方の健康対策や居場所として機能している。そういった部分を潰したり、減らしたりすべきではないと考える。

(7) その他

Q(7)ー1. 学校再編の時期を知りたい。

Q(7)ー2. 小学校ごとの説明会も開催してほしい。

Q(7)ー3. 校区が広くなることにより、子どもの行動範囲も広くなることは心配である。

Q(7)ー4. 標準服等は替わるのか？

Q(7)ー5. 在学途中の学校再編で標準服(制服)等が変わったら、その買い替え費用は保護者負担になるか？

Q(7)ー6. 各学校の校長やPTA会長などの写真はどうなるのか？

Q(7)ー7. 学校への納品業者や学校行事に関する請負業者への配慮はあるのか？

Q(7)ー8. 学校の先生はどのような意見をもっているのか？

Q(7)ー9. はぐくみネットや学校元気アップ地域本部事業、生涯学習ルーム事業、学校体育施設開放事業はどうなるのか？

Q(7)ー10. PTAにとって、複数の地域コミュニティと交流する事は大きな負担である。区役所はPTAの立場で調整に協力してくれるのか？

Q(7)ー11. 学校の再編に伴い、地域の行事に他地域の人たちが参加することも考えられるが、他地域の人たちの行事への参加費はどう取り扱うか？

Q(7)ー12. 小学校を使った夏祭りなど、地域で行っている行事は学校再編後にはどうなるのか？

Q(7)ー13. 学校の再編に伴い、連合町会は改変されるのか？また、みまもり活動はどうなるのか？

Q(7)ー14. 学校の再編に伴い、青少年指導員や民生委員の委嘱に影響は出るのか？

Q(7)ー15. 学校の再編後、跡地周辺に風俗店の出店について規制がかからなくなるのではないか？

Q(7)ー16. 学校の再編後、跡地周辺の危険物の保安について規制がかからなくなるのではないか？

Q(7)ー17. よくある質問や進捗状況の更新等により、ホームページ掲載内容の充実を図ってほしい。また、インターネットに限らず、紙による周知も行ってほしい。

(8) 新たな中学校区における個別意見

【桃谷中学校区】

Q(8)ー1. 北鶴橋小学校は大半が借地だが、日常使わないものに借地代を払うのか？また施設の維持管理はどうするのか？

Q(8)ー2. 鶴橋中学校運動場について、勝山中学校区内と鶴橋中学校区内の小学校が再編されるまでの暫定的な活用ようだが、仮に小学校が再編されたら、鶴橋中学校の跡地はどうなるのか。

(1) 再編整備計画等について

Q(1)ー1.

学校の適正規模とは？

A(1)ー1.

本市では、「小学校の適正規模は、学級数が12から24まで」と条例で規定されています。

Q(1)ー2.

小規模校では何が課題なのか

A(1)ー2.

小規模校は、学校としてまとまりやすいといった利点がある一方で、学年によってはクラス替えもできないことから音楽の合唱や合奏、体育の集団競技などが困難な場合もあり、教育活動の幅が狭くなる、人間関係が固定化する傾向がある、教員数が少なくなり同学年の教員同士で指導方法の高め合いができない、などの課題があるとされ、教育環境の改善に向けた取組を進めることとされています。

Q(1)ー3.

学校配置案はどのような点をふまえて検討したのか？

A(1)ー3.

小中学校ともに各学年複数クラスが維持できる規模となることを基本に、地域コミュニティを一定共有している現在の中学校区を中心として再編することとしました。

その中で、小中連携の効果、再編後の児童数に対応可能な規模、新たな校区の通学距離などさまざまな検討を行い、最善と考えられる学校の配置を案としてとりまとめました。

(2) 再編方法や取組など

Q(2)ー1.

小中一貫のメリット・デメリットについて教えてほしい

A(2)ー1.

本市では、平成22年度より、全ての小中学校で「小中一貫した教育」を実施しており、小学校と中学校が教育目標を共有し、義務教育9年間見通して教育活動を行い、子どもたちの「学力向上」「体力向上」「健全育成」を図っています。「小中一貫した教育」においては、小中学校の教員が9年間の全体像を把握し、長期的な視点に立った教育が実施できることや、児童の発達の早期化等に伴い中学校の指導方法を一定程度、小学校に導入できること、また、いわゆる中1ギャップの解消を図ることができるなどの効果があると考えています。

ただし、中学校区の小学校数や距離等の実情が中学校区によって様々であり、本市においては全ての中学校区で同じ取組ではなく実態に応じた教育を推進しているところですが、平成27年に策定した再編整備計画においては、生野区の西部地域では、全ての中学校区が1中学校1小学校となることから、こ

生野区における学校再編の取組についてのよくある質問と回答

(令和6年3月更新)

れまでより、より効果的な「小中一貫した教育」を実施できると考えています。

また、「小中一貫した教育をより進めた小中一貫校」においては小学校と中学校の教員が協働して児童生徒の指導に当たることができます。例えば、小学校において一部教科担任制を導入することにより、中学校教員の専門性を生かした指導を充実させることができます。小学校においては英語教育が導入されたことや理数教育の充実という視点からも有効であると考えています。

さらに、小学校、中学校の教員がそれぞれお互いの指導方法を交流し、お互いの良さを取り入れることで指導力の向上も図れます。義務教育9年間という一体感を強く意識することで、指導の充実を図ることができ、結果として「学力・体力の向上」につながるものと考えています。

しかしながら、小中一貫校につきましては小学校文化・中学校文化が様々あり、それらの違いを克服し、つくり上げていくために一定時間を要する一面もあり、そのことについてはデメリットであると考えています

Q(2)ー2.

小学校をひとつにまとめるのではなく、小規模校同士で交流を持ち、子ども達の交流を増やしていくという形ではできないのか。

A(2)ー2.

子どもたちの教育環境として、クラス替えができる人数が必要ですし、時代の変化とともに、グループで意見をかわし、グループで出してきた意見のなかからクラス全体で答えを導き出すような学び方が求められています。現状での規模を予定しながら交流回数を増やしても、このような日々の教育環境を改善する事には至らないと考えます。一方で、再編後の教育環境になじむための交流は大切であることには同感ですので、これまで以上に計画的に交流の場を設けていきたいと考えています。

Q(2)ー3.

学校がなくなることでなぜ安全な子育て環境・子育て支援の推進ができるのか？具体的に明示してほしい。

A(2)ー3.

少子化の進展や地域コミュニティの希薄化など、子育てを取り巻く環境の変化により、子育てについて相談する場所や機会が減少し、親の孤立化など様々な課題が生じています。それらの解決に向け当区では、地域で子育て支援活動を行っている団体・グループと協働で取り組む「いくのっ子応援事業」の実施や地域の子育て支援事業の利用を支援する「保育・子育てコンシェルジュ」の配置などの取組を推進しています。

しかし、より身近できめ細やかな支援を受けられる子育て環境を作るため、このたびの学校再編により生み出される財源や学校跡地などの資源を教育特区として活用し、地域コミュニティの充実を図る等、これまでも各地域で取り組まれている、保護者等の交流の場への支援をさらに強化していきます。

また、新たな学校では児童・生徒の心理面でのケアを図るためスクールカウンセラーを多く配置するなど、取り巻く環境の変化や家庭の事情などで悩みを抱える子ども達に対して総合的に支援していく仕組みづくりを推進していきます。

(3) 通学路について

Q(3)ー1.

新たな学校までの通学距離や通学の安全確保について、どのように考えているのか？

A(3)ー1.

通学距離については、本市では徒歩で小学校は2.0km、中学校は3.0kmを上限の目安としています。

生野区西部地域学校再編整備計画の学校配置案では、この目安をふまえつつさらに、小中学校ともに直線距離で、現在の校区で最長の約1.5km以内で設定し、徒歩で最長約1.67kmとなっています。

また、通学路の安全確保については、子どもが安全・安心に登下校できるよう、学校、区役所、教育委員会事務局が一体となり、保護者、地域住民のみなさんとともに、本市関係部局や警察等の関係機関とも連携して、新たな安全対策に取り組めます。

Q(3)ー2.

通学に自転車を使えないか？

A(3)ー2.

通学については、本市では安全面の配慮から徒歩通学を基本としており、自転車通学は認めておりません。

Q(3)ー3.

通学路の安全対策について教えてほしい

A(3)ー3.

新たな通学路ができることや、これまでより通学距離が長くなることへの保護者のみなさまのご心配は当然であります。本市として安全な通学のために、人的に、物的に、どのような取組が必要かを、みなさまと議論し、その実現にむけ努力したいと考えています。

現小学校区においても交通量の多い大通りを渡ったり、大きな交差点を通過して通学している状況もあることから、まず、通学路の見守り活動を行っていただいている地域や保護者の方々や学校から、危険箇所についての情報をいただき、今後、その情報も併せて学校適正配置検討会議等のメンバーのみなさん等と一緒に実際に通学路を確認するなどして実現可能な対策などを検討し、新たな学校の開校までに安全対策を行いたいと考えています。

通学路の安全対策につきましては、まず地域や保護者の方々、学校と一緒に実際に新通学路案を確認した後、そこでいただいた意見等を踏まえながら学校適正配置検討会議において新たな学校の開校までに安全対策を行っていきます。

学校ごと、エリアごとに、道路事情は異なりますので、道路の補修等も含めて、市役所の担当課や警察と連携して検討し、具体的にはグリーンライン塗装（通学路と分かるように緑色に塗装する）、交差点のニート塗装（交差点が目立つように）、横断歩道や外側線の塗り直し、歩行者用青信号の延長、電柱に「飛び出し注意」等の注意喚起シート掲出などの安全対策を行いました。小学校区によっては集団登校

の実施や、学校へ荷物を置いて帰るためのロッカー導入なども行いました。

また、下校時間帯には、生野区役所が行う「児童の安全確保と居場所づくり事業」において、通学路の巡回等を行い子どもたちの見守りを行っています。

(4) 教育内容について

Q(4)ー1.

各学年複数学級のメリット・デメリットについて教えてください

A(4)ー1.

本市では、全ての子どもたちが学力を身に付けながら健やかに成長し、自立した個人として自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うようになることをめざしています。そのために、社会が多様化し激しく変化する中で、子どもが心豊かに力強く生き抜き未来を切り開く力を備えることができるように取組を進めているところです。

子どもたちに「生きる力」を身に付けさせるために、どのような学校規模が望ましいのかという観点から考えると、集団の中で切磋琢磨することなどを通じて、一人一人の資質や能力をさらに伸ばすためには、一定の規模が必要であると考えます。

今回の学校再編（複数学級化）により得られる効果・メリットについて、以下に例示します。

- ①クラス替えができる
- ②多様な学びの場をつくることができる
- ③教員同士も切磋琢磨できる

デメリットというより課題となりますが、教員が連携し、多様な学びの場をつくっていくことや、新しい学習環境に順応することが難しい子どもがその変化になじむには、時間や関係づくりに配慮する必要があることが挙げられます。

Q(4)ー2.

小中一貫した教育とはどのようなものなのか。また、義務教育学校との違いは？

A(4)ー2.

本市の全小中学校においては、小学校と中学校が連携し、中学校進学への不安減少や、小中学校の教職員が協力した指導等による学力向上をめざ目指し取り組んでいます。こうした取り組みを小中一貫した教育といいます。

生野区では、小学校6年間、中学校3年間の「1中学校＝1小学校」を基本とした、きめ細やかな支援を行い、小中連携をさらに深めることにより、小中学生の学力・体力の向上をめざします。

なお、小中一貫校は、田島南小中一貫校のように小学校と中学校が同じ場所にあり、小学校1年生～中学校3年生が同じ学校で学ぶ「施設一体型」といった形態と、小中一貫校大池学園のように小学校と中学校が別の場所にある「連携型」といった形態があります。

また、「小中一貫校」と「義務教育学校」の違いについては、主なものとして、義務教育学校は一つの教職員組織で運営される一方で、小中一貫校は、小学校と中学校、それぞれの教職員組織で運営される点や、義務教育学校では、生野未来学園で行われている「IKUNO 未来科」のような独自新教科の新設や、

生野区における学校再編の取組についてのよくある質問と回答

(令和6年3月更新)

指導事項の学年、学校段階間の入替えや移行など学校の実情に合わせた柔軟な教育課程が編成できるようになっている点などがあります。

Q(4)ー3.

通学時間が長くなるので、1時間目の授業開始時間を9時にできないか？

A(4)ー3.

授業開始時刻は、学校ごとに学校長の判断により、給食開始時刻や下校時刻、休憩時間の確保など、学校教育活動における様々な面を配慮しながら設定しております。したがって、授業開始時刻を遅らせることは可能ではありますが、その他の学校教育活動に支障をきたす恐れがあることから、各学校で慎重に検討する必要があると考えます。

Q(4)ー4.

今と同じ形で教職員を配置した場合、再編に伴う児童の心のケアなどの対応ができないのではないかと？

A(4)ー4.

平成28年2月に策定した「生野区西部地域学校再編整備計画」では、小学校・中学校はそれぞれ個別の学校として再編したうえで、「隣接型」あるいは「連携型」の「小中一貫した教育」を実施することを目指しており、それぞれの学校には学校長以下、その学級数に応じた必要な教職員を配置することとしています。

再編にあたっては、児童・生徒の心理面でのケアや、もとの学校での生活実態・指導内容の引継ぎ等を考慮して、新たな学校に関係校の教員を引き続き配置するなど、人事の面で一定の配慮を行うこととなります。また、再編前から児童・生徒数を計画し、新しい環境に段階的になじめる取組を行っていきます。再編後は、統合に伴う児童の心理面でのケアや、さまざまな校務における課題に対処するため、学校の統合後、教員の加配を行っています。

さらに、生野区における学校再編では、従来の加配に加えて、再編によって生じる財源を重点的に充てることで、小中一貫した教育の実施による専門的な教育内容の充実や習熟度別指導による少人数制授業などに必要な教職員のほか学習支援のサポーターなどを配置し体制強化を図っています。

あわせて、新たな学校では児童・生徒の心理面でのケアを図るためスクールカウンセラーを多く配置するなど、取り巻く環境の変化や家庭の事情などで悩みを抱える子ども達に対して総合的に支援していく仕組みづくりを推進していきます。

(5) 就学制度について

Q(5)ー1.

学校を選択する制度はあるのか？また、入学前に、廃校予定の小中学校でなく、新たな学校となる予定の小中学校を選択することはできるのか？

A(5)ー1.

生野区における学校再編の取組についてのよくある質問と回答

(令和6年3月更新)

生野区では、令和4年度入学者から区内全域で学校選択制が導入されました。これにより、保護者や児童・生徒が学校を選択できる機会を設けております。また、「他の学校への統合が予定されている学校を就学校として指定されている就学予定者が、あらかじめ統合後の学校に就学を希望する場合」、新たな小学校となる予定の学校に入学できる、指定校変更(全市統一基準)という制度があります。ただし、いずれの場合も、各小学校の受入可能な児童数には限りがありますので、ご希望にそえない場合もあります。

Q(5)ー2.

他区の学校に通学することはできるのか？

A(5)ー2.

本市においては、小中学校の通学区域の設定は各区長の権限において行うこととしています。学校選択制や学校適正配置(統廃合)についても、各区長の判断及びマネジメントにより導入または検討を行っていることから、ご指摘のような行政区を超えての就学については、引っ越しや保護者の就労等やむを得ない理由がない限り原則として認められていません。

(6) 学校の跡地関係

Q(6)ー1.

学校跡地は売却するのか？または、民間事業者に運営をまかせた場合、災害時に防災拠点として機能するのか？

A(6)ー1.

大阪市全体の方針としては、学校跡地は基本的に売却するとしていますが、総合教育会議(平成29年7月)において、市長(当時)より、生野区の小学校の跡地に関しては、区長のマネジメントで地域のまちづくりにふさわしい活用を考えるように、という指示を得ています。生野区では、防災拠点としての機能を維持するため、さらには、まちづくりの観点で地域の活性化につながるよう跡地を活用するため、本市が所有している小学校の跡地は売却いたしません。

また、学校跡地の利活用については、地域住民のみなさんによる「学校跡地検討会議」を設置し、地域コミュニティ活動や地域のまちづくり活動、にぎわいづくりなどの拠点など、様々な観点からご議論・検討いただきます。

また、利活用にあたっては外部有識者による選定会議において、利活用の内容に最も適切な跡地運営事業者を選び、利活用を行います。本市が指定する災害時避難所であるということから、利活用する際の必要要件として、運営事業者に対し災害時の防災拠点機能の担保を図るとともに、区としても災害用の備蓄物資や避難所備品の確保など、防災機能の充実に努めてまいります。

Q(6)ー2.

学校がなくなれば防災拠点がなくなるのではないかと？

A(6)ー2.

生野区における学校再編の取組についてのよくある質問と回答

(令和6年3月更新)

生野区の小学校跡地に関しては、防災拠点としての機能を維持するため、本市が所有している小学校の跡地は売却いたしません。また、小学校跡地が本市所有の土地でなく継続的な維持が困難である場合は、周辺の公的施設や民間施設、近隣の本市未利用地の利活用などの手法により、他に適切な代替地の確保を図っていきます。

Q(6)ー3.

学校の跡地について、広い敷地なので防犯面で心配である。目がゆき届かないのでは？

A(6)ー3.

学校跡地の利活用については、地域住民のみなさんと「学校跡地検討会議」を設置し、様々な観点からのご議論・検討を行い、利活用するにあたっては、跡地運営事業者による適切な維持管理が行えるよう決定して行くことになります。

ただし、実際に利活用するまでの間は、生野区役所が日常的な管理を行い適切に安全・維持管理に努めます。

Q(6)ー4.

生野区は高齢の一人暮らしの方が多。教員がいて、水やトイレが確保され、炊き出しもできる、災害時の避難所としての小学校の充実が大切ではないか。

A(6)ー4.

小学校跡地は避難所として残します。ただ、災害は夜間や休日など、いつ発生するかわからないため、各地域において皆さんで地区防災計画を立てていただいているとおり、避難所開設の際には、教職員がいることを前提としておりません。

Q(6)ー5.

小学校は生涯学習ルーム事業や学校体育施設開放事業など、地域の方の健康対策や居場所として機能している。そういった部分を潰したり、減らしたりすべきではないと考える。

A(6)ー5.

小学校跡地活用にあっては、「地域コミュニティ機能を有すること」を基本的な考え方としており、これまで小学校を活用して行われてきた生涯学習ルーム事業や学校体育施設開放事業地域活動は、これまでの経過を踏まえて小学校施設が残る跡地においては利用いただけるように調整を進めていきます。なお、新たに活動を希望される団体については、新しい小学校での活動を原則としております。

(7) その他-----

Q(7)ー1.

学校再編の時期を知りたい。

A(7)ー1.

生野区における学校再編の取組についてのよくある質問と回答

(令和6年3月更新)

生野中学校区・田島中学校区では令和4年4月に、大池中学校区では令和3年4月に学校再編を行いました。現在、北鶴橋小学校と鶴橋小学校の学校再編に向け、令和4年2月に「北鶴橋小学校・鶴橋小学校 学校再編整備計画」を策定、東桃谷小学校と勝山小学校の学校再編に向け、令和5年8月に「東桃谷小学校・勝山小学校 学校再編整備計画」を策定し、開校時期を令和8年4月としています。

Q(7)ー2.

小学校ごとの説明会も開催してほしい。

A(7)ー2.

地域活動協議会やPTAなどから依頼をいただきましたら、日時、時間を調整のうえ説明に伺います。

Q(7)ー3.

校区が広がることにより、子どもの行動範囲も広がることは心配である。

A(7)ー3.

校区が広がることへの対策について、これまでの事例としては、保護者や児童への安全マップの作成・配布による啓発や、近隣商店街へ街灯の追加について協力を依頼する等したほか、中学生に対して、校区の小学生に積極的に声をかけて、近隣の児童生徒と一緒に登下校するように全校集会などの機会を通じて周知・指導を行っています。

また、新たな学校のスタートまでの間に、既存の「安全パトロール」や「こども110番事業」などの防犯の取組に加え、通学路や公園への防犯カメラの重点的設置やたとえばICTを活用した見守りシステムの環境整備など実現可能な通学路の安全対策の検討と対応と併せて、校区内の危険箇所の点検等も学校適正配置検討会議のメンバーを中心に行っていきたいと考えています。

また、生野区に先行して小学校の再編を実施し、校区の広がった学校などの事例から、どのような課題があり、どのような解決策があるのか情報を収集し、学校適正配置検討会議でお示ししていきます。

しかし、学校である程度の指導や危機意識の植え付けはできるものの、最後は保護者様同士で、子どもたちの遊びに関して、どこまで遊びに行っているなどの情報共有が必要不可欠となりますので、ICTを活用した見守りシステムの利用なども含め、ご協力をお願いしたいと考えております。

Q(7)ー4.

標準服等は替わるのか？

A(7)ー4.

新しい学校の標準服等については、学校適正配置検討会議で意見聴取することとなっており、結果として、デザインが変更になる場合もあります。

Q(7)ー5.

在学途中の学校再編で標準服(制服)等が変わったら、その買い替え費用は保護者負担になるか。

A(7)ー5.

学校再編に伴って標準服等のデザインが変更になり、買い替えが必要な場合、保護者に過度の負担とならないよう、行政が負担します。ただし、新たな学校の開校年度に入学する生徒(開校年度に新1年生となる児童)の費用については、保護者の負担となります。

Q(7)ー6.

各学校の校長やPTA 会長などの写真はどうなるのか？

A(7)ー6.

再編に伴い、対象となる現在の学校はいったんすべてその歴史を終えますが、地域の歴史は地域住民のみなさんで大事にしていきたいと考えています。一つの方法として、本市が所有する学校の跡地は残していきますので、それぞれの地域のみなさんに身近な場所で保管していただくことも考えられますし、別の方法としては、新たな学校にもとの学校の歴史を顕彰するようなスペースを設けることも考えられます。

Q(7)ー7.

学校への納品業者や学校行事に関する請負業者への配慮はあるのか？

A(7)ー7.

行政における契約については、競争性と公平性を担保すべきで、特定の事業者等への便宜を図ることは一切禁止されています。

Q(7)ー8.

学校の先生はどのような意見をもっているのか。

A(7)ー8.

市内でこれまでに統合を実施した事例では、事後に教職員にアンケートを実施した中で、「児童の交友関係が広がり、社会性が高まった」「新しい友達が増えてお互いに思いやったり、低学年にやさしく声をかける姿が見られるようになった」「学習での発表の数も増え、いろいろな友達の意見を得ることができる」といった子どもたちの様子に関する意見のほか、「学年運営について、教職員間で相談しながら進めることができるようになり、よかった」との意見をいただいています。

また、「互いの校風を活かして運営するのに、教職員で頭を悩ませている」といった意見もあります。

Q(7)ー9.

はぐくみネットや学校元気アップ地域本部事業、生涯学習ルーム事業、学校体育施設開放事業はどうか？

A(7)ー9.

現在、学校単位で実施しているもののうち、学校、家庭、地域をつなぎ子どもたちを育む教育コミュ

生野区における学校再編の取組についてのよくある質問と回答

(令和6年3月更新)

ニティづくりを推進するためにイベントや広報紙の発行などを行っている「小学校区教育協議会～はぐくみネット事業～」や、中学校で実施している「学校元気アップ地域本部事業」については再編後の新たな学校で実施いただくこととなります。はぐくみコーディネーターや元気アップコーディネーターの皆さんがスムーズに組織づくりや事業運営に移行できるよう、区役所・学校が連携し取り組んでいきます。

これまで小学校を活用して行われてきた生涯学習ルーム事業や学校体育施設開放事業については、小学校跡地活用の基本的な考え方を、「地域コミュニティ機能を有すること」としており、これまでの経過を踏まえて小学校施設が残る跡地においては利用いただけるように調整を進めていきます。なお、新たに活動を希望される団体については、新しい小学校での活動を原則としております。

Q(7)ー10.

PTAにとって、複数の地域コミュニティと交流する事は大きな負担である。区役所はPTAの立場で調整に協力してくれるのか？

A(7)ー10.

PTAは学校単位で組織されるものなので、再編に伴い必然的に新たに一つのPTAとして組織していただくこととなります。したがって、新たな学校のスタートまでに再編対象となる関係校のPTA間で話し合いを重ねていただき、新たな学校のPTA立ち上げに向けて、会則・規約や細かい活動内容について摺合せを行っていただくこととなります。

また、新しい学校のPTAはもとのそれぞれの校下の地域コミュニティと関わりを持つこととなりますが、過去の統合の事例では、行事の参加等については、対応が過度の負担になる場合には各地域で分担する等それぞれの実情に応じて調整されていると聞いています。

なお、新たな学校でのPTAの組織づくりに際しては、行政が主体となって直接関わることはできませんが、可能な範囲で支援させていただきます。

Q(7)ー11.

学校の再編に伴い、地域の行事に他地域の人たちが参加することも考えられるが、他地域の人たちの行事への参加費はどう取り扱うか

A(7)ー11.

区内のある地域では複数の連合振興町会(小学校下)で合同でイベントを開催されたりしています(ALL異運動会など)。

同じ校区の学校を支えるという観点で、今ある行事をどうするのか、新しい行事に統合したり、あるいは連合やまちづくり協議会単位で継続するという方法もあるでしょうし、地域住民でよく話し合っただけでルールを決めていくことが地域コミュニティだからできることでありますので、参加費をどうするかを決めていくことは地域の役割と考えています。

Q(7)ー12.

生野区における学校再編の取組についてのよくある質問と回答

(令和6年3月更新)

小学校を使った夏祭りなど、地域で行っている行事は学校再編後にはどうなるのか？

A(7)ー1 2.

これまで小学校を使用して実施してきた夏祭りなどの地域行事については、継続して実施できるよう「学校跡地検討会議」で、地域住民のみなさんと話し合い決定していきます。

Q(7)ー1 3.

学校の再編に伴い、連合町会は改変されるのか？また、見守り活動はどうなるのか？

A(7)ー1 3.

学校再編により、地域活動協議会や町会など地域コミュニティの単位を行政が変更することはありません。

町会の設置及び廃止は、区地域振興会を経て市地域振興会の承認を受け決定されるもので、行政がその圏域に対して働きかけや改変を行うことはできないと考えています。

現在、各地域において取り組んでいただいている子どもの見守り活動については、学校の再編後も同じ地域に暮らす子どもたちが、安心・安全に通学できるように見守るといった目的に変わりはありませんので、引き続きご協力をお願いしたいと考えています。

Q(7)ー1 4.

学校の再編に伴い、青少年指導員や民生委員の委嘱に影響は出るのか？

A(7)ー1 4.

(1) 青少年指導員・青少年福祉委員

現在は連合振興町会単位で校下選考会が設置され、そこから区選考会に推薦され、その後、区選考会→区長推薦→市長が委嘱という手順で手続きがなされています。

地域まちづくり協議会とも連携した活動を行っていることから、小学校が廃校となった場合でも、推薦人数や手続きについて変更は生じないものと考えております。

(2) 民生委員

現在は各地区(連合振興町会単位)で委員内申にかかる「準備会」を設置していただき、そこから区の「推薦会」に内申され、その後、区推薦会→市推薦会→大阪市長→国(厚労省)という手順で委嘱の手続きがなされています。

「準備会」の設置単位は原則として概ね小学校単位とされていますが、区において実情に応じ連合振興町会単位を維持することは可能であり、小学校が廃校となった場合でも、民生児童委員の推薦人数や手続きについて変更は生じません。

Q(7)ー1 5.

学校の再編後、跡地周辺に風俗店の出店について規制がかからなくなるのではないかと？

A(7)ー1 5.

いわゆる風営法(及び同法に関連する都道府県条例)による出店規制は官公庁・学校(幼稚園、学校専

生野区における学校再編の取組についてのよくある質問と回答

(令和6年3月更新)

用運動場を含む)・医療施設等の存在を前提にしています(風営法第28条、大阪府風営法条例第10条)。

再編により小学校がなくなった場合でも、幼稚園や保育所、医療施設(病院・診療所)等があれば規制されることとなります。

Q(7)ー16.

学校の再編後、跡地周辺の危険物の保安について規制がかからなくなるのではないかと?

A(7)ー16.

消防法による危険物の製造所等の規制は、学校、病院、300人以上収容の劇場・映画館等の存在を前提にしています(危険物の規制に関する政令第9条)。

再編により小学校がなくなった場合でも、幼稚園や保育所、病院、老人福祉施設等があれば規制されることとなります。

<参考>

- ・製造所の例：石油化学プラント、製油所
- ・貯蔵所の例：ガスタンク、貯油施設
- ・取扱所の例：ベンジン等を販売する所

*ガソリンスタンドについては、間口10m等の規制はあるものの、学校からの距離等は特に定められていない。

Q(7)ー17.

よくある質問や進捗状況の更新等により、ホームページ掲載内容の充実を図ってほしい。また、インターネットに限らず、紙による周知も行ってほしい。

A(7)ー17.

区ホームページにおいて進捗状況を随時発信するとともに、適正配置検討会議を開催した際には、会議概要などをとりまとめた「学校適正配検討会議ニュース」を発行し、区ホームページへの掲載、該当校児童・保護者への配布、地域での回覧などにより周知を行います。

(8) 新たな中学校区における個別意見 -----

【桃谷中学校区】

Q(8)ー1.

北鶴橋小学校は大半が借地だが、日常使わないものに借地代を払うのか？また施設の維持管理はどうするのか？

A(8)ー1.

北鶴橋小学校については、閉校後は借地を更地にしたうえで返還し、借地契約を終了することとなります。なお、これまで北鶴橋小学校が担ってきた避難所機能については、周辺の公的施設や民間施設に避難できるスペースを確保しつつ、近隣の本市未利用地の利活用と併せて、地域の避難所機能等の確保を図っていきます。

Q(8)ー2.

鶴橋中学校の運動場について、勝山中学校区内と鶴橋中学校区内の小学校が再編されるまでの暫定的な活用ようだが、仮に小学校が再編されたら、鶴橋中学校の跡地はどうなるのか。

A(8)ー2.

大阪市が所有している生野区の小学校跡地は、地域の災害時避難所であることもあり、売却せずに残した上で、その活用方法を議論していく予定です。しかし、鶴橋中学校につきましては、小学校の再編の議論がまとまれば、大阪市の未利用地活用方針に則って、売却手続きをいたします。